

## 群馬県児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 知事は、児童福祉法第44条の2に規定する児童家庭支援センターを附置する児童福祉施設を運営する社会福祉法人等に対し、「児童家庭支援センターの設置運営等について（平成10年5月18日厚生省児童家庭局長通知）」に基づく運営等に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、「群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）」に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、補助基準額、補助対象基準額及び補助率は、令和5年10月27日付ご支虐第170号「児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について」の別紙「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」の別表「2種目」欄「児童家庭支援センター運営等事業」に定めるとおりとする。

2 この補助金の対象となる者は、自己又は自己の法人の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不當に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 補助金の交付額は、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、補助金の算定額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

### (交付の条件)

第3条 この補助金の交付の決定には、以下の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合には、知事の承認を受けなければならぬ。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従属物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、規則第5条第3項第6号の規定により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- (7) 補助事業の遂行において第2条第2項の各号に掲げる者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。
- (8) その他、知事が必要と認める条件

（補助金の交付の申請）

- 第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、様式第1号により申請するものとする。
- 2 申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

（補助金の交付決定）

- 第5条 知事は、補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（状況報告）

- 第6条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況について、前月分の実績を毎月10日までに様式第2号により知事に報告しなければならない。

（実績報告）

- 第7条 補助事業者は、補助事業完了後10日以内又は交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式第3号による報告を知事に行うものとする。

（補助金の確定・交付）

- 第8条 知事は、前項の事業実績報告書の提出があり、その結果が当該補助金の交付決定の内容及び交付の条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し当該額を交付するものとする。

（概算払請求）

- 第9条 補助事業者が、この補助金の概算払を受けようとするときは、様式第4号により知事に請求することができる。

（書類の整備等）

- 第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

## 附則

この要綱は、平成11年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成13年10月1日に施行し、平成13年4月1日から適用する。

この要綱は、平成14年5月22日に施行し、平成14年4月1日から適用する。

この要綱は、平成14年9月27日に施行し、平成14年4月1日から適用する。

この要綱は、平成15年8月12日に施行し、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年10月15日に施行し、平成16年4月1日から適用する。

この要綱は、平成18年2月9日に施行し、平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年2月5日に施行し、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年12月3日に施行し、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年9月17日に施行し、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年5月27日に施行し、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年5月30日に施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年6月27日に施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年5月30日に施行し、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年10月7日に施行し、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年8月12日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年9月30日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年9月11日に施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年9月4日に施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年2月15日に施行し、令和5年4月1日から適用する。